

事前協議時点で確認しておくべき事項等

1. 児童福祉法等事業の根拠なる法令の確認

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」など事業の直接の根拠となる関係法令について、指定時点で事業者（及び管理者）が十分に理解している必要があります。公的給付を受けるサービスであることを踏まえれば、「知らなかった」では済まされません。法令等をまとめた書籍も出版されていますので、必要に応じて準備して、常に確認をしてください。

また、障害福祉サービス事業者等集団指導講習会資料を市ホームページに掲載していますので、併せて確認してください。

おって、指定申請の必要書類としているもの以外にも事業の運営にあたって事業所として定めておくべき事項等があります。指定前の現地調査の際に運営に支障があることが確認された場合は、指定希望日に指定できない可能性もあります。

市HP：<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000000271/index.html>

2. 建築基準法に適合している確認

事業所として使用する物件は、建築基準法上の要件を満たす必要があります。そのため、指定申請にあたっては完了後の検査済証を提出していただきます。検査済証が無い建物については、検査済証に代わるものを提出していただきます。建物の規模によっては費用負担が大きくなるのが予想されます。また、作成にあたってはある程度の時間がかかることが予想されますので、余裕をもって建築士等に相談してください。

また、延床面積が200㎡を超える場合には建物の用途変更が必要になる場合がありますので、市建築指導課等に確認をしてください。

（参考）建築基準法に基づく検査済証に代わるものの例

- 「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づく法適合状況調査書
- 既存不適格調書

3. 災害想定区域の確認

事業所の所在地が災害想定区域に該当しているか確認をしてください。

発災時に特に命の危険が大きい土砂災害警戒区域や家屋倒壊等はん濫想定区域に該当する場合は指定をしない場合があります。また、指定をする場合でも、それに応じた避難確保計画を策定する必要があり、事業所の運営に支障が生じる可能性があります。

ハザードマップについては市ホームページに掲載しているほか、土木部河川課や各支所等で配布しています。

市HP：<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000001089/index.html>

4. 社会保険及び労働保険の加入手続きの確認

社会保険については、法人の事業所又は常時5人以上の従業員を使用する適用対象事業の事業主に対して加入義務を課しています。また、労働保険については、労働者を使用する全ての事業主に対して加入義務を課しています。加入状況が確認できない場合は、労働基準局等に情報提供しますので、事前協議の段階で加入手続きについて確認をしてください。

5. 消防法に適合していることの確認

事業所として使用する建物が消防法に適合しているか確認する必要があります。物件により自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要になる場合があるため、消防署に確認してください。指定申請にあたっては消防の確認済証などを提出していただきますが、物件によっては消防の確認が不要な場合があります。その場合は、確認をした相手方の所属、職、氏名、不要な理由等を記録していただきますようお願いいたします。

6. 初期費用や障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の支払いについて

概して障害児通所給付費は、国民健康保険団体連合会を通じて市より事業所に対して直接支払う（代理受領）こととなりますが、指定の口座に振り込まれるのは指定日の翌月に請求した場合、指定日の翌々月の中旬となります。指定の時期によっては当初の支払いがさらに遅延する可能性がありますので、登記手続費用や鍵付書庫、療育に係る物品等の初期費用に加え、3か月分の人件費や事業所賃貸費などの運転資金を十分に確保してください。

7. 療育の根拠や不適切な療育の確認（指定相談支援事業を除く。）

厚生労働省により示されている児童発達支援ガイドラインあるいは放課後等デイサービスガイドラインなどを確認し各サービスの目的を理解したうえで、療育の根拠（応用行動分析やTEECHプログラムなど）を明確にしてください。また、事前協議においては、具体的にどのような目的でどのように療育を提供するのかを資料を基にご教示ください。

厚生労働省より不適切な療育として、実態として学習塾やピアノのようになっており、提供する単一のメニューが手段ではなく目的になってしまっているものなどが例示されています。今後そのような事業所を公的給付の対象としない可能性もありますので、留意してください。

8. 地域住民等への説明

障害児通所支援事業所の運営にあたっては、地域住民との連携や協力を行うなどの交流が不可欠です。開設前に工事内容や事業内容等を説明してください。

避難訓練の実施にあたって地域住民の参加が得られるよう努める必要があります。また、利用児童の送迎を自動車で実施する場合、事前に説明することでトラブルを避けることができます。おって、事業系一般ごみを処理する場合、集積所の管理者の承諾が必要です。